

# 犬を飼っている皆さんへ

## ①今年の狂犬病予防注射は済んでいますか？

生後3か月以上の犬の所有者は、狂犬病予防注射を毎年1回受けさせなければなりません。春の集合注射を忘れた方は、動物病院で受けてください。

※狂犬病は過去の病気ではありません。近隣のアジア諸国では、毎年多くの方がこの病気で亡くなっています。

[ 鑑札 ]



[ 注射済票 ]



・注射したら、注射済票(写真右)を首輪等に付けておきましょう。

## ②飼い犬の登録は済んでいますか？

生後3か月以上の犬を飼っている場合は、市役所や町役場に犬の登録をしなければなりません。

・登録したら、鑑札(写真左)を首輪等に付けておきましょう。

## ③飼い犬は元気ですか？

不幸にも飼い犬が死んだ場合は、市役所や町役場に届けてください。

# のら猫にエサを与えている方へ

保健所へは、のら猫に関する苦情が多く寄せられています。内容は、エサを与えている方を注意してほしいという要望がほとんどです。エサを与えることによって、多くの猫が集まり、糞や臭気で周辺環境を汚染するからです。

そして、繁殖が繰り返され、不幸な子猫が多く誕生することになります。残念ながら、保健所にはこれらの猫の引取りを求める人も多く、毎年多くの子猫が処分されています。



エサを与えるなら、自分の飼い猫として、室内で飼育し、周辺の皆さんに迷惑をかけず、不幸な子猫の誕生をなくしましょう。

問い合わせ先：衛生業務課  
電話：0558-24-2057